

鎌 総 第 1093 号

令和元年（2019年）7月5日

鎌倉市議会議長

久 坂 く に え 様

鎌倉市長 松 尾



文書質問への回答について

標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。



事務担当

総務課総務担当（内線2242、2243）

議会受付番号	文書質問第5号
質問者	長嶋 竜弘 議員
答弁する者	市長 (行政経営部コンプライアンス課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第5号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

鎌倉市では外部からの主なサポート体制としてコンプライアンス推進参与を平成28年8月30日設置して、公認会計士の大久保和孝氏（新日本有限責任監査法人・経営専務理事）を任命している。

このたび大久保和孝氏は新日本有限責任監査法人を経営専務理事の任期満了をもって退職。独立して新会社を設立したとの事である。

大久保氏の新日本有限責任監査法人退職に伴い、今後のコンプライアンス推進参与の任命はどのようなになるのか伺いたい。

2 質問の理由

コンプライアンス教育には3年の期間が欲しいと答弁していたと記憶しているが、間もなく3年経過すると共に、大久保氏の身辺の変化により体制が変わるかどうかは大変重要である。

また、現在も法令違反やセクハラ、パワハラが行われている状態であるのは大問題であるので早急に改善させる必要がある。

3 答弁

コンプライアンス推進参与の人選に当たっては、本市が目指すコンプライアンスの構築に向け、不祥事が発生した原因分析や再発防止のための具体的改善策を提案することができる高度なスキルを有するとともに、行政組織の内部にも深く関わり、自らが中心となって職員への積極的な動機付けができる行動力が必要であることから、他の官公庁のコンプライアンス推進において豊富な実績と経験を有する大久保和孝氏個人に本市コ

ンプライアンス推進参与を委嘱したものです。

大久保和孝氏におかれては、令和元年（2019 年）6 月末日をもって EY 新日本有限責任監査法人を退職されましたが、委嘱期間である令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までコンプライアンス推進参与として、本市の「コンプライアンス推進参与設置要綱」に定める職務を行っていただきます。

コンプライアンス推進参与設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンプライアンス推進参与（以下「参与」という。）の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 参与は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の参与とする。

(委嘱)

第3条 市長は、コンプライアンスに関し知識及び経験を有する者を参与として委嘱する。

(勤務場所)

第4条 参与は、原則として鎌倉市役所及びその他市長が指定する場所にて勤務するものとする。

(職務)

第5条 参与の職務は、市長の指示に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 職員のコンプライアンス意識の醸成に関すること
- (2) 組織風土の改善に関すること
- (3) コンプライアンス違反の未然防止に関すること
- (4) その他コンプライアンスに関すること

(服務)

第6条 参与は、職務の遂行に当たっては、法令、条例等に従い、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 参与は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

3 参与は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 参与の任用期間は、1年とし、再任することを妨げない。ただし、委嘱の日が年度の途中の場合は、その日の属する年度の末日までとする。

(勤務日)

第8条 参与が職務を遂行するために必要な勤務日は、市長が指定する。

(報酬)

第9条 参与の報酬は、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和32年5月規則第3号）第3条の規定によるものとする。

(公務災害補償等)

第 10 条 参与の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年 12 月条例第 27 号）の規定によるものとする。

(解嘱)

第 11 条 市長は、参与が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 退職したい旨の願い出があったとき。
- (2) 勤務成績が良くないとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。
- (4) 参与を置く必要がなくなったとき。

(その他の事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 26 日から施行する。